

投資判断の指針

株主優待の発行企業数は2000年ごろに増え始め、18年には約3倍となった。投資に興味を持つきっかけとして優待制度を挙げる人は全世代平均で35.6%に上る。02年から「株主優待ガイド」を発行する大和インベスター・リレーションズのコンサルティング部長、堂下誠二氏は、「株主優待の有無が、投資銘柄を決定する際の指針の一つとなっている」とコメントした。

一方で、株主優待については会社法や会計処理上の規定がないのが実態だ。発行企業はその費用を交際費や広告宣伝費のほか複数項目で計上しているケースもあり、個人投資家が拠出した資金を運用する機関投資家や信託銀行では、受け取った優待を可能な限り換金・分配している。

創価大学経済学部の安武妙子講師は、機関投資家が放棄分を寄付するためには新たな規定が必要となる可能性を指摘。優待制度を使いやすくするための法的議論の余地はあり、「優活プロジェクトはそのきっかけになるかもしれない」と述べた。

記事に関する記者への問い合わせ先:

東京 萩原ゆき yhagiwara1@bloomberg.net;

東京 Min Jeong Lee mlee754@bloomberg.net

記事についてのエディターへの問い合わせ先:

岡田雄至 yokada6@bloomberg.net

堀江広美